

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成18年6月19日京都市条例第11号）（消防局総務部庶務課）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、公務上の災害を受けた消防団員及び消防作業に従事したこと等により災害を受けた者並びにこれらの遺族に対する損害補償の適正化を図るため、補償基礎額及び介護補償の額を改定するとともに、規定を整備することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 補償基礎額の改定

(1) 公務上の災害を受けた消防団員に係る補償基礎額を次のとおり引き下げます。

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	改正前	12,470 円	13,340 円
	改正後	12,400	13,300
分団長及び副分団長	改正前	10,740	11,600
	改正後	10,600	11,500
部長、班長及び団員	改正前	9,000	9,870
	改正後	8,800	9,700

(2) 消防作業に従事したこと等により災害を受けた者に係る補償基礎額の最低額を9,000円から8,800円に引き下げます。

(3) 扶養親族である配偶者に係る補償基礎額の加算額を450円から433円に引き下げます。

2 介護補償の額の改定

(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けた場合の介護補償の限度額を次のとおり引き下げます。

区分	改正前	改正後
常時介護を要する場合	104,970 円	104,590 円
随時介護を要する場合	52,490	52,300

- (2) 親族又はこれに準じる者による介護を受けた場合の介護補償の最低保障額を次のとおり引き下げます。

区分	改正前	改正後
常時介護を要する場合	56,950 円	56,710 円
随時介護を要する場合	28,480	28,360

3 規定の整備

- (1) 障害者自立支援法の施行により、身体傷害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行することに伴い、規定を整備します。
- (2) その他必要な規定の整備を行います。

上記1及び2の改正は平成18年7月1日から、上記3(1)の改正は同年10月1日から、上記3(2)の改正は公布の日から施行し、上記1及び2の改正は平成18年7月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用することとしました。

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 桧本 賴兼

京都市条例第11号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「よって」を「より」に改め、同条各号中「身体に」を削る。

第5条第2項第1号中「身体に」を削り、「よって」を「より」に改め、同項第2号中「身体に」を削り、「9,000円」を「8,800円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「よって」を「より」に、「450円」を「433円」に改める。

第8条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「監獄」を「刑事施設」に、「準ずる」を「準じる」に改め、同項第2号中「準ずる」を「準じる」に改める。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、同項第2号中「身体障害の程度」を「障害の程度」に、「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、同条第3項中「当該身体障害」を「当該障害」に、「身体障害の等級」を「傷病等級」に、「応ずる」を「応じる」に改める。

第9条第1項中「身体障害」を「障害」に改め、同条第2項中「身体障害」を「障害」に、「応ずる」を「応じる」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「身体障害」を「障害」に改め、「の各号」を削り、同項各号中「身体障害」を「障害」に改め、同条第4項本文中「身体障害」を「障害」に、「応ずる」を「応じる」に改め、同条第5項中「身体障害」を「障害」に改め、「身体の」を削り、同条第6項各号列記以外の部分中「身体障害」を「障害」に、「よって」を「より」に、「応ずる」を「応じる」に改め、同項各号

及び同条第7項中「身体障害」を「障害」に、「応ずる」を「応じる」に改める。

第9条の2第1項第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第9条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準じる施設として別に定めるものに入所している場合

第9条の2第2項第1号中「104,970円」を「104,590円」に改め、同項第2号中「56,950円」を「56,710円」に改め、同項第3号中「52,490円」を「52,300円」に改め、同項第4号中「28,480円」を「28,360円」に改める。

第18条の2中「別表第2に掲げる第1級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては100分の40、同表に掲げる第2級の等級に該当する身体障害」を「別表第2に掲げる第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあっては100分の40、同表に掲げる第2級の傷病等級に該当する障害」に、「別表第3に掲げる第1級の等級に該当する身体障害に係るものにあっては100分の40、同表に掲げる第2級の等級に該当する身体障害」を「別表第3に掲げる第1級の等級に該当する障害に係るものにあっては100分の40、同表に掲げる第2級の等級に該当する障害」に改める。

第19条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「身体障害」を「障害」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

附則第1条の3中「身体障害の等級」を「傷病等級」に改める。

附則第1条の4第2項第1号中「身体障害」を「障害」に改め、同項第2号中「身体障害」を「障害」に、「応ずる」を「応じる」に、「定める」を「掲げる」に改める。

附則第1条の5第4項本文中「身体障害」を「障害」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

別表第1備考以外の部分中

12,470 円	13,340 円	14,200 円
10,740	11,600	12,470
9,000	9,870	10,740

を

12,400 円	13,300 円	14,200 円
10,600	11,500	12,400
8,800	9,700	10,600

に改め、同表備考1中「よって」を「よ

り」に改める。

別表第2中「等級」を「傷病等級」に、「身体障害」を「障害」に改める。

別表第3中「身体障害」を「障害」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条、第9条の2第2項及び別表第1の改正規定 平成18年7月1日

(2) 第9条の2第1項の改正規定 平成18年10月1日

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例第5条、第9条の2第2項及び別表第1の規定は、平成18年7月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(消防局総務部庶務課)